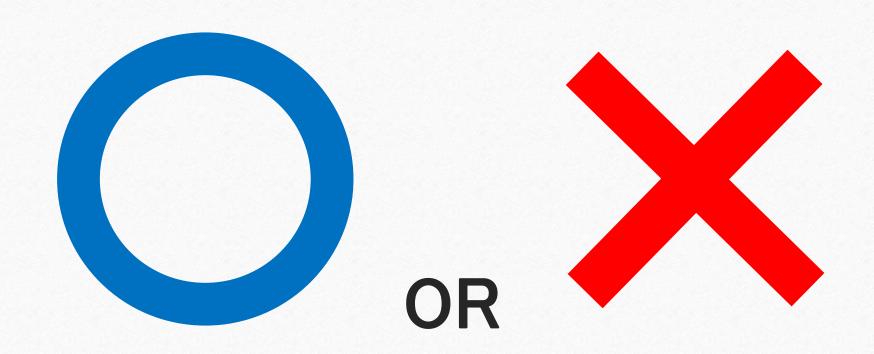
ペダル付き電動バイク(モペット) 〇×クイズ



「電動自転車」「フル電動自転車」という表現で販売されている乗り物は全て駆動補助機付自転車(電動アシスト自転車)である



A 1 運転免許について



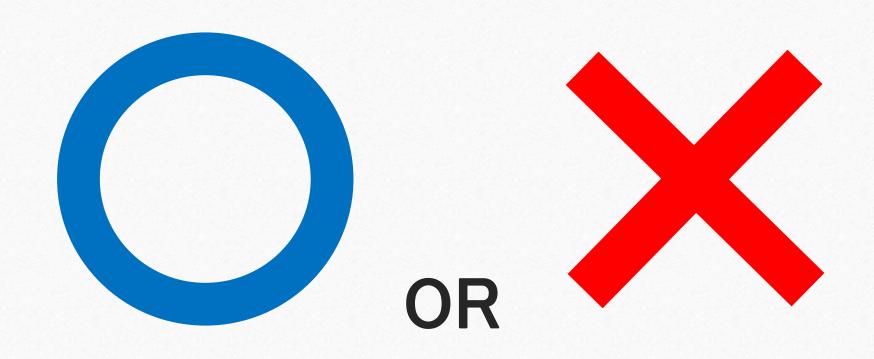
「電動自転車」「フル電動自転車」と表記されているものは 駆動補助機付自転車(電動アシスト自転車)ではない場 合があります。

ポイント

電動自転車やフル電動自転車と表記されている乗り物のうち、ペダル及びモーターを備えるもので Oスロットルが備えられており、モーターのみで走行できるもの

〇駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車)のアシスト比率の基準を超えるものについては自転車ではなく、一般原動機付自転車等となることから、運転免許が必要になります。

ペダル付き電動バイク(モペット)を運転する場合、運転免許は必要ない。



A2 運転免許について



一般原動機付自転車の運転免許が必要です

ポイント

ペダル付き電動バイク(モペット)は、道路交通法上、自転車に該当せず、一般原動機付自転車に該当することから、運転免許が必要になります。

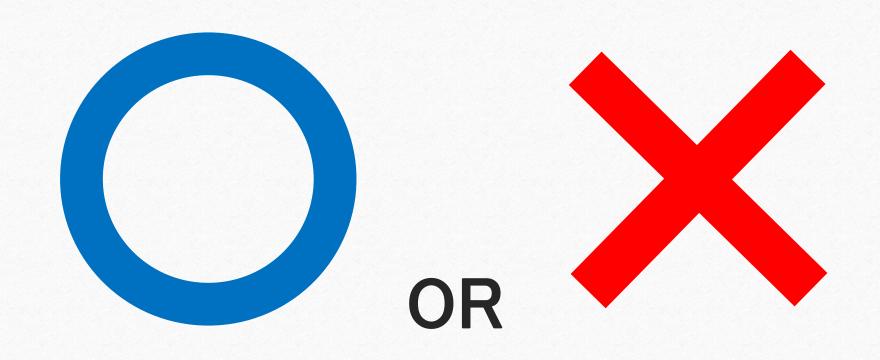
※総排気量又は定格出力によっては、その総排気量又は定格出力に応じた車両区分の運転免 許が必要です。

原付→総排気量50CC以下又は定格出力0.60kw以下

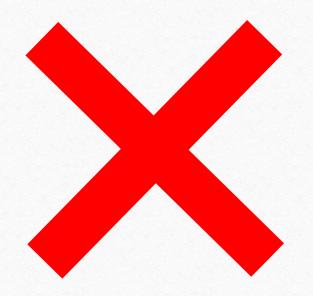
普通自動二輪→総排気量400CC以下又は定格出力20kw以下

大型自動二輪→総排気量400CC又は定格出力20kwを超える

ペダル付き電動バイク(モペット)には、ナンバーを取り付ける必要はない。



A3 ナンバーの取付について

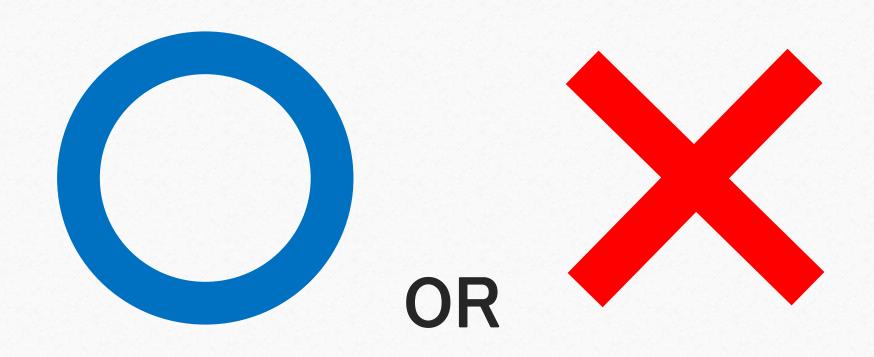


ナンバープレートの取得が必要です

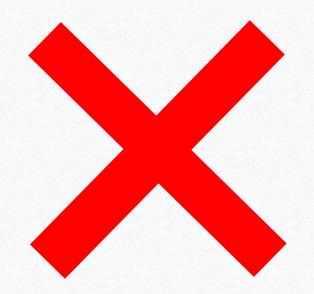
ポイント

ペダル付き電動バイク(モペット)を公道で運転する場合は、ナンバープレートを取得し、後面のみやすい位置に表示しなければなりません。

ペダル付き電動バイク(モペット)には、尾灯・方向指示器等の保安部品の設置は必要ない。



A4 保安部品について

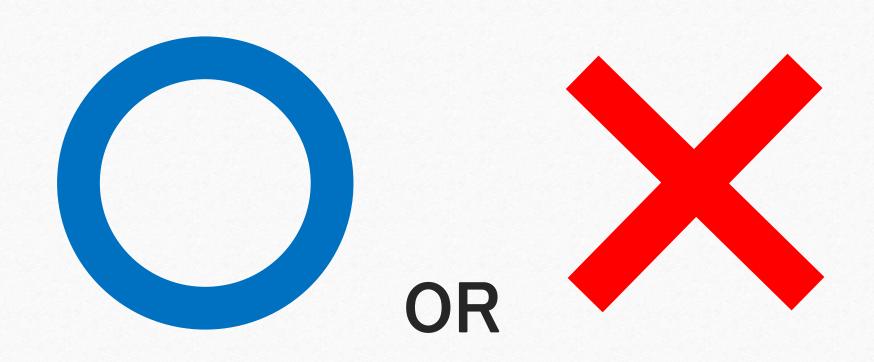


前照灯・速度計・尾灯・制動灯・方向指示器・ 後写鏡(ミラー)等の設置が必要です

ポイント

ペダル付き電動バイク(モペット)は、道路運送車両法の規定により、道路運送車両の保安基準に定める基準に適合した保安部品(前照灯・速度計・尾灯・制動灯・方向指示器・後写鏡(ミラー)等)の設置が必要(ただし、最高速度20km/h未満の一般原動機付自転車の場合は、速度計・尾灯・制動灯・方向指示器の設置は不要)です。

ペダル付き電動バイク(モペット)には、自動車損害賠償責任保険の加入義務はない。



A5 自動車損害賠償責任保険の加入について

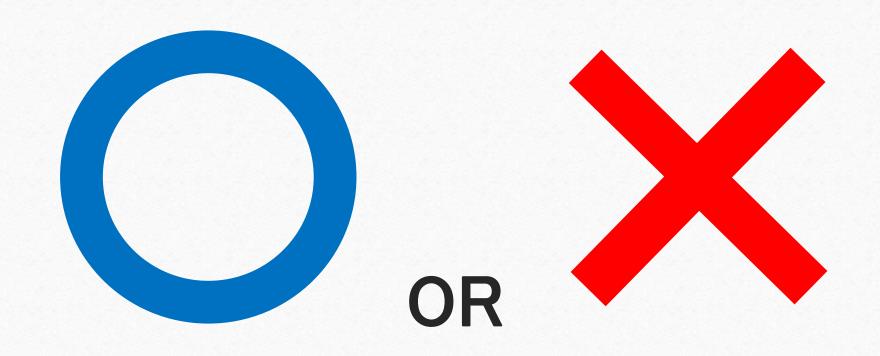


自動車損害賠償責任保険の加入義務があります

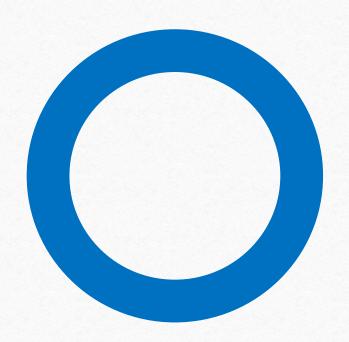
ポイント

ペダル付き電動バイク(モペット)は、一般原動機付自転車同様、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結され、かつ、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書を備え付けなければ、運行の用に供してはならないとされています。

ペダル付き電動バイク(モペット)を運転する場合、乗車用ヘルメットをかぶらなければならない。



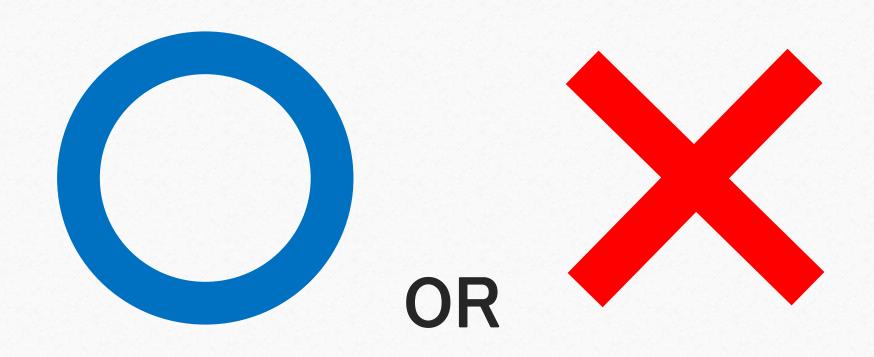
A 6 乗車用ヘルメットの着用について



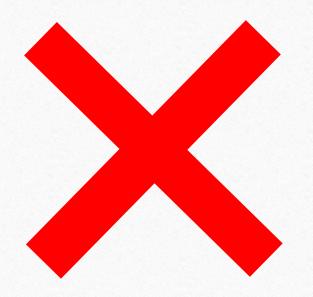
乗車用ヘルメットをかぶらなければなりません

ポイント

ペダル付き電動バイク(モペット)は、乗車用ヘルメットの着用が努力義務である自転車と異なり、 乗車用ヘルメットの着用が義務となります。 ペダル付き電動バイク(モペット)は、歩道を走行することができる。



A7 歩道通行について

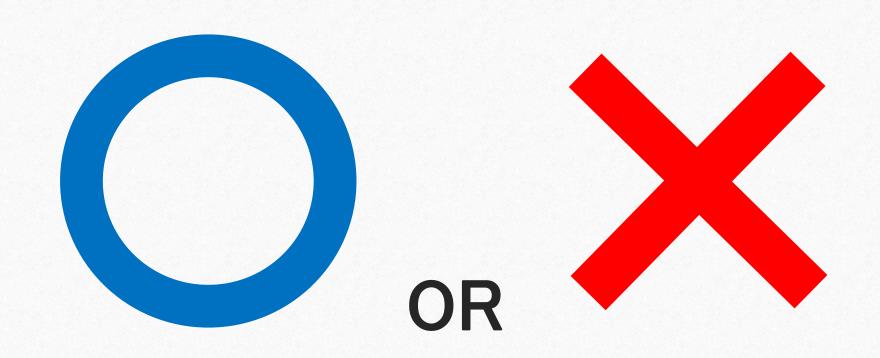


歩道を通行することはできず、車道を通行 しなければなりません

ポイント

ペダル付き電動バイク(モペット)は、車道を通行しなければならず、道路外の施設や場所に出入りするためやむを得ず歩道又は路側帯を横断する場合を除き、歩道又は路側帯を通行することはできません。

ペダル付き電動バイク(モペット)を、自転車のようにペダルだけを漕いで乗っていれば、原動機付自転車の運転にはならない。



A8 運転の定義について



ペダルだけを漕いで走行させていても、一般原 動機付自転車の運転にあたります

ポイント

ペダル付き電動バイク(モペット)を、原動機を作動させず、ペダルのみを用いて走行させていて も、一般原動機付自転車の運転にあたります。

※バッテリーを取り外すなど、一時的に原動機を用いることができない場合であっても、一般原動機付自転車の運転となります。

- ① 原付の**ナンバープレート**を取得しなければいけません。
- ②ミラーやライト等の、保安部品を付けなければいけません。
- ③ 自動車損害賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ④ 運転には免許が必要です。
- ⑤ ヘルメットをかぶらなければいけません。
- ⑥ 自転車のようにペダルを漕いで乗っていても、原動機付自転車の運転です。いかなる場合でも<u>歩道は通行できません</u>。